

株式分割に関する基準日設定公告

株主各位

2025年12月15日

東京都港区麻布台一丁目3番1号
フォースタートアップス株式会社
代表取締役社長 志水 雄一郎

当社は、2025年11月20日開催の取締役会において、2026年1月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割り当てを受ける権利の基準日を2025年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2025年12月30日）と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年1月下旬に、お届けのご住所にお送りする予定です。
- 2026年1月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることがあります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

【特別口座管理機関】 三菱UFJ信託銀行株式会社

【連絡先】 東京都府中市日鋼町1-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

【郵送先】 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部